

特定非営利活動法人ぴいかあぶう
虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

・虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、児童虐待防止法および障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

・虐待に該当する行為

- ①身体的虐待…利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待…利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること。
- ③心理的虐待…利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置…利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待…利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- ・虐待防止委員会を設置し、利用者の虐待防止に取り組む。
- ・身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営するため、管理者（虐待防止対応責任者）、児童発達管理責任者、虐待防止マネージャーを構成員とする。
- ・年1回以上開催する。
- ・虐待防止委員会は以下のことについて協議する。
 - （1）虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - （2）虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - （3）虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - （4）職員が虐待等を把握した場合に、市町村等への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - （5）虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - （6）再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・研修は、年1回以上行う。また新規採用時に研修を実施する。
- ・研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・利用者本人および保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止マニュアルに基づき、対応する。
- ・職員は虐待を発見した際、児童虐待防止法および障害者虐待防止法に基づき、下記の虐待通告窓口に通報する。

(虐待通告窓口)

郡山市こども家庭支援課 こども家庭相談支援係 024-924-3341

郡山市保健福祉部障がい福祉課 024-924-2381

福島県中児童相談所 024-935-0611

児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

郡山市障害者虐待防止センター（郡山市社会福祉協議会内） 024-921-8341

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- ・虐待等が発生した場合には、速やかに虐待通告窓口に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- ・客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- ・緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

法人内研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

<附則>

この指針は、令和5年2月1日から施行する。